

(案)

資料3

6 都 広 審 第 号
令和 6 年 12 月 日

東京都知事

小 池 百合子 様

東京都広告物審議会

会長 佐々木 宏

東京都広告物審議会の答申について

標記の件について、下記のとおり答申する。

記

1 審議案件

- (1) 東京高速道路（KK線）及びその沿道の屋外広告物規制について
- (2) 屋外広告物の点検強化の促進について

2 審議結果

- (1) 東京高速道路（KK線）及びその沿道の屋外広告物規制について
東京高速道路（KK線）及びその沿道の屋外広告物規制案について、了承する。
- (2) 屋外広告物の点検強化の促進について
屋外広告物自己点検報告書の改正案について、了承する。
なお、屋外広告物の安全の確保に関し、以下のとおり意見を付する。

① 屋外広告物の点検対象について

今回の報告書の改正は、許可に係る屋外広告物を対象とするものであるが、本来は許可が不要のものも含めて、屋外広告物の安全を確保する必要がある。

このため、今後は点検対象となる屋外広告物の範囲の拡大が課題であると考える。

また、屋外広告物の落下等により物損事故や人身事故が発生した場合、屋外広告物の所有者等が損害賠償責任を負うことになるが、そうした責任のあることを知らない者も

(案)

多いと思われる。

こうした責任は、屋外広告物が点検対象であるか否かにかかわらず生じることから、屋外広告物所有者等の加害リスクに関する啓発も検討されたい。

② 点検者について

点検の実効性を高めるには、屋外広告物の所有者等で行うのは難しい点検内容を専門業者等に依頼することとなる。

このため、今後は点検者の制度化やその資格の検討が課題であり、引き続き業界団体と連携するなど、有効な制度について検討されたい。

③ 報告書の改正後について

今回の報告書の改正内容は、点検項目の具体化のほか、点検結果の評価方法の変更や点検時期の明確化など多岐にわたっている。

このため、改正規則施行時に円滑に実施できるよう、施行前に屋外広告物所有者等への広く丁寧な周知が必要と考える。

また、点検を回避するために屋外広告物の許可申請を忌避するような状況がないか、改正後の許可申請状況の動向を注視してもらいたい。